

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は登校できません。医師の許可が出るまで、自宅で療養するようお願いいたします。

学校感染症の可能性があつて欠席する場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いいたします。

**登校する際は、医師の診察を受け、全快または感染の恐れがないと認められてから登校するようにして下さい。その際に、下記の「学校感染症による欠席届」を保護者の責任で記入し、担任へ提出をお願いいたします。**

**\*主治医に確認し保護者の責任の下、出席停止期間を遵守してください。症状により医師の診断書を提出していただく場合もあります。**

キ リ ト リ

学校感染症による出席停止期間報告書

東京都立戸山高等学校長 殿

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

1. 病名 \_\_\_\_\_

2. 受診日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( )

3. 出席停止を必要とする期間

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( ) より \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( ) まで

4. 医療機関名及び住所

\_\_\_\_\_

5. 医療機関連絡先

\_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

上記の記載事項に相違ないことを証明する。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

出席停止期間の基準はありますが、学校感染症の場合、自己判断はせずに、必ず医師の許可を得てから登校するようにして下さい。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ(H5N1) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症	治癒したと医師が認めるまで
第二種	インフルエンザ ※新型含む (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症(発症=発熱した日は0日とする)した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ、腸チフス・パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<条件により出席停止の措置が考えられる疾患> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、帯状 疱疹、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症等	全身症状が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

**第一種**：感染症法の第1類、第2類の疾患（結核を除く）が相当する。治癒するまで出席停止である。

**第二種**：飛沫感染をするため、学校において流行する可能性が高い感染症である。結核をのぞいた他の疾患については、上記の期間出席停止にする。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

**第三種**：集団生活においては流行を広げる可能性が高い感染症である。全ての疾患において医師が感染の恐れがないと認めるまで出席停止となる。

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

→ アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）